

労働基準広報

2016 No.1896

8/1

CONTENTS

特別企画 I 「三年以内既卒者等採用定着奨励金」の活用について ————— 8

既卒者や中退者を新卒求人で採用し 一定期間定着させた事業主を支援

平成28年2月10日に創設された「三年以内既卒者等採用定着奨励金」は、学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給する奨励金制度だ。平成28年2月10日から平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象となる。

(厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 若年者雇用対策室)

●特別企画 II 「職場意識改善助成金」の活用について ————— 15

職場意識改善助成金に 「時間外労働上限設定コース」を新設

(厚生労働省労働基準局労働条件政策課 勤労者生活課)

●企業税務講座 ————— 36

第68回 親族に支払う給与 青色事業専従者給与でも 必要経費算入が否定される場合も

(弁護士・橋森正樹)

●知っておくべき職場のルール ————— 40

<第54回>「通勤災害④」 得意先に直行する場合は その得意先も「就業の場所」に

(編集部)

●NEWS ————— 1

(平成27年の定期監督・法違反状況まとまる) 法違反率は2年ぶりに低下し69.1%/(職業紹介事業者へのアンケート結果) 職安の求人情報提供で利用者の約4割が「有意義」/(27年度・育介法関係の相談等) 相談件数は前年度比2.5%減の5万1478件/ほか

●弁護士&元監督官がズバリ解決! ~労働問題の「今」~ ————— 23

<第24回> 定年後再雇用の有期労働者の賃金を労働契約法20条違反とした判決

定年後も職務内容や責任の程度は 全く変わらず賃金の相違は不合理

(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●連載 労働スクランブル[®] (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料 27年度 障害者の職業紹介状況等 — 44 ●わたしの監督雑感 宮城・仙台労働基準監督署 副署長 菅原武 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

社会保険	〔複数の法人で代表を務める者の社会保険〕 必要な手続きは	48	特定社労士・飯野正明
安全配慮	〔海外赴任生活で社員の家族がうつ病〕 会社に責任及ぶか	50	弁護士・加島幸法
就業規則等	〔アルバイトに変形制を適用〕 就業規則に定めあればよいか	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内